

学校法人若杉学園 幼保連携型認定こども園若杉幼稚園
 学校法人若杉学園 幼保連携型認定こども園若杉幼稚園分園

重要事項説明書

1 施設運営者

名 称	学校法人 若杉学園
代表者氏名	理事長 和田 裕明
所 在 地	静岡市駿河区丸子 3653 番地・静岡市駿河区丸子 3655 番地の 3
電 話 番 号	054-259-3125
法人設立年月日	昭和 51 年 2 月 26 日
定款の目的に定めた事業	幼保連携型認定こども園の運営 一時預かり事業

2 事業の目的、運営方針

事業の目的	・教育基本法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育および保育を目的とする。
運営方針	・自主及び自立の精神の芽生えを養い、「知育・体育・徳育」の調和のとれた人材を育成する。

3 施設の概要

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園	
施 設 の 名 称	若杉幼稚園	若杉幼稚園分園
開 設 年 月 日	平成 3 0 年 4 月 1 日	平成 3 0 年 1 0 月 1 日
施 設 の 所 在 地	静岡市駿河区丸子 3653 番地	静岡市駿河区丸子 3655 番地の 3
連 絡 先	電話番号 054-259-3125 F A X 054-259-3364	電話番号 054-259-3125 F A X 054-259-3364
事 業 所 番 号	6080005001377	
管 理 者	園長 東山 由紀子	園長 東山 由紀子
利 用 定 員	1号認定園児 240人 2号認定園児 37人	3号認定園児 33人
職 員 数	59人	
嘱 託 医	はとりこどもクリニック TEL 054-297-3120 北村歯科医院 TEL 054-259-1523	
薬 剤 師	石川喜久子 TEL 054-278-7164	

4 開園日・開園時間及び休園日 (本園分園共通)

教育・保育を提供する日	<p>月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日及び年末年始は休園とする。 その他、職員研修等で休園をお願いする場合がある。 ※ 気象庁や静岡市から『警戒レベル3』以上の警報が発令された場合は、原則臨時休園とする。 なお、教育標準時間認定(1号認定)園児については、以下についても休園とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業7月21日から8月31日(夏期保育期間を除く)まで ・冬季休業12月21日から1月7日まで ・春季休業3月21日から4月7日まで <p>※2・3号認定園児及び新2号認定園児は土曜日の保育を利用することができるが、希望する際は、就労証明書の提出を必須とする。</p>	
教育・保育を提供する時間	教育標準時間認定	<p>午前9時30分から午後2時30分まで ※午前7時から午前8時まで及び午後2時30分から午後6時30分までの範囲内で時間外保育を実施。</p>
	保育標準時間認定	<p>午前7時から午後6時までの範囲内で保育を必要とする時間 ※午後6時から午後6時30分までの範囲内で時間外保育を実施。</p>
	保育短時間認定	<p>午前8時から午後4時までの間で保育を必要とする時間 ※午前7時から午前8時まで及び午後4時から午後6時30分までの範囲内で時間外保育を実施。</p>

5 施設・設備等の概要

		本園		分園	
敷地	面積	3786.19 m ²		453.0 m ²	
建物	構造	耐S 2階建		耐S 2階建	
	延床面積	2912.54 m ²		473.68 m ²	
施設の内容	設備	部屋数	面積	部屋数	面積
	0歳児保育室			1室	33.31 m ²
	1歳児保育室			2室	76.14 m ²
	2歳児保育室	1室	45.56 m ²		

	満3歳児保育室	1室	69.69 m ²		
	3歳児保育室	3室	177.54 m ²		
	4歳児保育室	3室	159.60 m ²		
	5歳児保育室	3室	192.89 m ²		

当園では「静岡県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年静岡県条例第107号。以下「市条例」という。）の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

6 職員の状況（令和6年4月1日現在）

《本園・分園》

職 種	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格
理事長	1人			
園長	1人	保育士・幼稚園教諭		
教頭	1人	保育士・幼稚園教諭		
主幹保育教諭	1人	保育士・幼稚園教諭		
指導保育教諭	2人	保育士・幼稚園教諭		
保育教諭	24人	保育士・幼稚園教諭	6人	保育士・幼稚園教諭
給食従事者	1人	調理師	1人	栄養士
			5人	
事務・用務職員	5人		1人	
その他の職員	2人	子育て支援員	5人	

当園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

7 提供する教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。

（1）教育・保育計画

歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成。

（2）毎日の教育・保育の流れ

一日の教育・保育スケジュールは、下記のとおり。

【本園 1号・2号認定園児】	【分園 3号認定園児】
7:00～ 登園・朝の活動	7:00～ 登園・朝の活動
10:00～ 主活動	10:00～ 主活動・おやつ
11:30～ 給食	11:30～ 給食
13:00～ 午後の活動	12:15～ 午睡
14:30～ 降園	14:45～ おやつ・午後の活動
15:30～ 預かり保育（有料）	16:00～ 降園

(3) 食事の提供

給食等の方針	園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食の提供を目指しています。温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たいうちに食することができるように、一人分ずつトレーに盛り付けたものを配膳します。
昼食及びおやつ	保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。
アレルギー等への対応	アレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。 医師による診断書に基づいてご相談の上、除去代替食提供等の必要な対応を取ります。園での対応が困難な場合は、弁当持参をお願いする場合があります。

(4) 健康診断

①健康診断・歯科検診

年2回、嘱託医が検診します。結果については、お知らせします。

②身体測定

・1号認定、2号認定園児

毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については、シール帳に記載します。

・3号認定園児、満3歳児クラス園児

毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については、身体測定表に記載します。

(5) その他

子育て支援事業の実施

- ・未就園児対象園庭開放：毎週水曜日 10:00～11:30
- ・あそびの広場・おしゃべりサロン：毎月1回 10:00～11:30
- ・未就園児2歳児対象プレ幼稚園：5月～9月 10回程度 有料
- ・未就園児対象親子教室：5月～2月 毎月1回程度 有料

8 利用料金

(1) 教育・保育に係る利用者負担（保育料）

・0～2歳

支給認定保護者が教育・保育の提供を受けた際は、本園に対し、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

第2子以降のお子さんは、保育料が無償となります。

・3～5歳の全てと0～2歳の市民税非課税世帯

令和元年10月から施行された幼児教育・保育無償化により無償となります。

(2) 教育・保育に係る上乗せ徴収及び実費徴収

(1) に掲げる保育料のほか、上乗せ徴収及び実費徴収として、下記の費用を負担していただきます。

①上乗せ徴収

費用の種類	納付額	徴収の理由
施設整備費	年額 66,000円 (月額 5,500円)	施設整備のため
入園時特定負担金	入園時 35,000円	保育教育の充実・維持のため

②実費徴収

項目	対象年齢		金額
給食費	1号認定園児	月額	6,050円
	2号認定園児	月額	7,700円
	3号認定園児	月額	0円
道具代	1号2号入園時 3号3歳児進級時	一式	20,000円程度
被服費	1号2号入園時 3号3歳児進級時	一式	30,000円程度
積立金	0～1歳児	月額	0円
	2歳児	月額	500円
	満3歳児 年少児 年中児	月額	1,000円
	年長児	月額	2,000円
父母の会費	1号2号認定園児	月額	350円
後援会費	全園児	月額	300円
通園バス利用料	3歳以上児利用園児	月額	3,500円

※ 積立金は、毎年年度末に清算します。

※ 上記のほか、鍵盤ハーモニカ代については、別途実費徴収いたします。

※ 通園バス利用料については、利用形態によって割引制度があります。

詳細についてはお問い合わせください。

※ 実費徴収分は、毎年見直しをさせていただきます。

上表は、令和5年度の諸費用です。令和6年度の費用につきましては、改訂させていただく場合もあります。予めご承知おきください。

(3) 預かり保育延長保育料

① 2号・3号認定園児

2号3号 短時間認定	
7:00~8:00	100
16:00~17:00	100
16:00~18:00	200
16:00~18:30	400

2号3号 標準時間認定	
18:00~18:30	200

② 1号認定園児・新2号認定園児は別紙参照

※ 新2号の認定を受けますと、預かり保育料金の一部助成を受けることができます。
手続き等詳細については、お問い合わせください。

9 支払方法

銀行口座振替とします。引落日は毎月10日となります。

銀行は以下の2行から、選んでください。

- ・しずおか焼津信用金庫丸子支店
- ・静清信用金庫丸子支店

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

11 緊急時の対応

教育・保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、当園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

12 賠償責任保険の加入

当園では、以下の保険に加入しています。

加入保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険の種類	加入園賠償責任
保険の内容	1事故につき 8億円
	1名につき 2億円

13 非常災害時の対策

	本園	分園
消防計画の作成	提出先：石田消防署 届出日：平成27年3月 防火管理者：山本 勝央	提出先：石田消防署 届出日：平成30年10月 防火管理者：山本 勝央
防災設備	自動火災報知機、誘導灯、消火栓、消火器	
避難訓練	火災及び地震を想定し、毎月実施	

14 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 東山由紀子
-------------	----------

15 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情解決責任者	園長 東山由紀子	
苦情受付担当者	教頭 岡村好乃	
第三者委員	望月和義	連絡先 054-285-6231
	岩崎宏之	連絡先 054-259-5789
受付方法	文書、電話及び面談等により受け付けします。 なお、苦情につきましては受付から解決に至るまでの経緯についての内容をすべてHP等で公開いたします。	

16 その他

- ・提出いただいた個人情報、園内業務にのみ使用します。
- ・感染症蔓延予防のため、同居する家族がインフルエンザ等の感染症を発症した場合、本人が感染していなくても2日間の出席停止とします。
- ・園生活において投薬行為は違法となります。しかし、保護者からの投薬依頼書の提出があった場合のみ実施します。

教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

学校法人若杉学園 幼保連携型認定こども園若杉幼稚園 園長 東山由紀子 ㊞

同上 教頭 岡村好乃 ㊞

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：_____

保護者氏名：_____ ㊞

園児との続柄：_____

保護者氏名：_____ ㊞

園児との続柄：_____

園児氏名：_____